

# 休会と任意退会について

「休会」と「任意退会」の異同を以下に示します。休会もしくは退会をお考えになる際に、ご自身の状況に合わせてご検討いただければ幸いです。

	休会	任意退会
①制度概要	<p>休会とは、正会員の特例として、会員資格を継続させながら会員の義務と権利を一時的に停止させる制度である。</p> <p>[義務の停止] 会費納入の免除 [権利の停止]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 協会主催の研修会、学会演題登録及び学会参加</li><li>・ 協会刊行物の受取</li><li>・ 作業療法士総合補償保険制度による賠償保険加入</li><li>・ その他の会員としての権利の行使</li></ul>	<p>任意退会とは、協会所定の申請条件の下、協会所定の手続きを経て、自らの意思で協会の構成員でなくなることをいう。</p> <p>任意退会後は以下の会員固有の権利が行使できなくなる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 協会主催の研修会、学会演題登録及び学会参加</li><li>・ 協会刊行物の受取</li><li>・ 作業療法士総合補償保険制度による賠償保険加入</li><li>・ その他の会員としての権利の行使</li></ul>
②申請条件	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 申請年度までの会費が完納されていること</li><li>・ 過去の休会期間が5年間に達していないこと</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 申請年度までの会費が完納されていること</li></ul>
③手続き	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 協会所定の休会届および理由証明書類を休会申請年度前年度の1月31日までに提出し、理事会の承認が必要</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 協会所定の退会届を年度末である3月31日までに提出する</li></ul>
④その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 休会取得は年度単位のため、延長申請を行わない限り、休会期間終了後は自動復会となる</li><li>・ 休会期間中に途中復会することができる</li><li>・ 理由証明書類の提出がない場合は会員資格喪失となる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 退会後はいつでも何年後でも再入会ができ、再入会の際の会員番号は退会時の会員番号と同じとなる</li><li>・ 再入会の際には退会年度までの協会在籍履歴、生涯教育受講履歴が引き継がれる</li></ul>

●休会申請、任意退会の手続きに必要な書類の請求および問い合わせは協会事務局へお願いします。

【問い合わせ先】 e-mail : kaihi @ jaot.or.jp